

参 考

国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成

へき地診療所運営費助成

○国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成

(平成18年6月14日 保国発第0614001号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)
〔平成18年度特別調整交付金(その他特別の事情がある場合)の交付基準について〕

I 災害等による被害を受け復旧に要した費用

目的	災害時における医療供給体制の復旧は急を要することから、年度途中に発生した災害による被害に対し、その改修工事及び医療機器の購入について当該年度内に補助を行う。	
助成対象 経費	本格的工事は「調整交付金(直営診療施設整備分)」又は「医療施設等施設(設備)整備費補助金」で行うこととし、医療供給体制の復旧に要する最低限の工事(医師住宅を含む)を対象とする。	
助成額	1施設当たりの復旧に要した費用に応じて下記の表に定める額。	
	対象額	調整基準額
	3,000千円以下	現 額
	3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円
	6,000千円超	1/2 (100千円未満切捨)

II 災害等による被害を受けた地域への人的支援費用

目的	災害等により被害を受けた地域へ医療スタッフを派遣した国保直診に対しその医療活動に要した派遣旅費等を補助し、国保直診としての医療供給の即応性を高める。	
助成対象 経費	派遣旅費及び滞在費	
助成額	1施設当たりの人的支援(当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。)に要した旅費及び滞在費に応じて下記の表に定める額。	
	対象額	調整基準額
	1,000千円以下	現 額
	1,000千円超～2,000千円以下	1,000千円
	2,000千円超	1/2 (100千円未満切捨)
備考	災害発生の日から14日を超える人的支援については、原則として被災地の市町村長からの要請に基づき行った場合に限る。	

Ⅲ 経営合理化のために要した費用

目 的	事務処理の機械化等、施設経営における歳出面での効率化を図る事業に対する助成																
助 成 額	<p>ア レセプト電算処理システムの導入</p> <p>1 施設当たりのレセプト電算処理システムの導入に要した費用については、特に厚生労働大臣が必要と認めたときを除き、病床数に応じて下記の表に定める額。ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>調整基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療所</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>200床未満の病院</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>200床以上の病院</td> <td>10,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 病床数は、療養型、結核、精神、感染、老人保健施設も含む。</p> <p>イ その他</p> <p>1 施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて下記の表に定める額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>調整基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000千円以下</td> <td>現 額</td> </tr> <tr> <td>3,000千円超～6,000千円以下</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>6,000千円超</td> <td>1 / 2 (100千円未満切捨)</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	調整基準額	診療所	1,000千円	200床未満の病院	5,000千円	200床以上の病院	10,000千円	対象額	調整基準額	3,000千円以下	現 額	3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円	6,000千円超	1 / 2 (100千円未満切捨)
対象額	調整基準額																
診療所	1,000千円																
200床未満の病院	5,000千円																
200床以上の病院	10,000千円																
対象額	調整基準額																
3,000千円以下	現 額																
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円																
6,000千円超	1 / 2 (100千円未満切捨)																

Ⅳ 療養環境の改善に要した費用

目 的	診療施設の療養環境の改善にかかる事業に対する助成								
助成対象 経 費	階段のスロープ化、手摺りの設置、身体障害者用トイレの設置、院内案内板設置、待合室の美化、壁の塗り替え等の工事費等								
助 成 額	<p>1 施設当たり療養環境の改善に要した費用に応じて下記の表に定める額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>調整基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000千円以下</td> <td>現 額</td> </tr> <tr> <td>3,000千円超～6,000千円以下</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>6,000千円超</td> <td>1 / 2 (100千円未満切捨)</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	調整基準額	3,000千円以下	現 額	3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円	6,000千円超	1 / 2 (100千円未満切捨)
対象額	調整基準額								
3,000千円以下	現 額								
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円								
6,000千円超	1 / 2 (100千円未満切捨)								

○へき地診療所に対する助成

へき地診療所の運営費補助

目 的	<p>へき地直営診療所の運営費が多額であること（調整交付金算定省令第6条第8号）に着目して、第1種及び第2種へき地診療所の運営費補助を行う。</p> <p>（参考）</p> <p>第1種 過疎地域活性化特別措置法等の指定地域内にあつて通常交通機関を利用して30分以内に他の医療機関がないもの、又は、指定地域外の地域にあつて通常交通機関を利用して30分以内に他の医療機関がなく、かつ、概ね半径4km以内に他の医療機関がないもの</p> <p>第2種 第1種に該当しない施設であつて、概ね半径4km以内に他の医療機関がないもの</p>
助 成 額	<p>$(\text{支出額} - \text{収入額}) \leq \text{基準額} \rightarrow (\text{支出額} - \text{収入額}) \times 2/3 \text{ 又は } 5/10$</p> <p>$(\text{支出額} - \text{収入額}) > \text{基準額} \rightarrow (\text{基準額}) \times 2/3 \text{ 又は } 5/10$</p>
備 考	<p>一般会計からの繰入金は、収入とはみなされない。</p> <p>年度途中で他の医療機関が設置され、へき地不該当となった場合は、他の医療機関が設置されるまでの期間をへき地とする。</p>

(参考1)

国保直診に対する助成の申請等スケジュール

保健事業及び国保直診整備等にかかる申請スケジュールについては、例年以下のとおりであるが、その都度正式通知により確認してください。

(1) 保健事業（ソフト）分

4月上旬	交付要綱等の通知	国 → 県 → 市町村
5月上旬	県における事前ヒアリング	市町村 → 県
5月中旬	国におけるヒアリング	県 → 国
6月下旬	内定通知	国 → 県 → 市町村
12月上旬	事業実績報告の通知	国 → 県 → 市町村
12月下旬	県における事業実績ヒアリング	市町村 → 県
翌1月中旬	事業実績報告書提出	市町村 → 県 → 国
3月下旬	交付額決定通知	国 → 県 → 市町村

(2) 直診施設・設備整備分

4月上旬	交付要綱等の通知	国 → 県 → 市町村
5月上旬	県における事前ヒアリング	市町村 → 県
5月中旬	国におけるヒアリング	県 → 国
6月下旬	内定通知	国 → 県 → 市町村
10月上旬	本申請	市町村 → 県 → 国
12月上旬	交付額決定通知・実績報告通知	国 → 県 → 市町村
翌2月中旬	次年度設置計画調査・事業実績報告書提出	市町村 → 県 → 国
3月中旬	変更決定通知（変更がある場合）	国 → 県 → 市町村
4月下旬	確定通知	国 → 県 → 市町村

(3) へき地診療所運営費、直診の運営に特別に要した費用

12月上旬	交付申請通知	国 → 県 → 市町村
翌2月上旬	県における事前ヒアリング	市町村 → 県
2月中旬	国におけるヒアリング	県 → 国
3月下旬	交付額決定通知	国 → 県 → 市町村